

青森県報

号外第九十六号

平成十六年
十二月二十八日
(火曜日)

目 次

規 則

青森県行政組織規則等の一部を改正する規則……………

(振市 興町 課村) …… 一

訓 令

青森県事務専決代決規程等の一部を改正する訓令……………

(振市 興町 課村) …… 三

規 則

青森県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十六号

青森県行政組織規則等の一部を改正する規則

(青森県行政組織規則の一部改正)

第一条 青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項の表五所川原県税事務所の項、第四十九条第一項の表青森県環境保健センター弘前環境管理事務所の項、第五十六条の表西北地方健康福祉ことも

センターの項、第七十四条の表田舎館食肉衛生検査所の項、第九十九条の三第一項の表五所川原保健所の項、第九十九条の六第二項の表西北地方福祉事務所の項及び第九十九条の九第一項の表青森県五所川原児童相談所の項中「五所川原市、」の下に「つがる市、」を加える。

青森県立弘前高等技術専門校つがる校 つがる市

第一百二条第一項の表西地方農林水産事務所の項中

西津軽郡

を つがる

市、西津軽郡

に改め、同条第二項の表上北地方農林水産事務所の項中「十和田湖町」を削り、同表西地方農林水産事務所の項中「西津軽郡」を「つがる市、西津軽郡」に改め、同条第三項の表西地方農林水産事務所の項中「五所川原市」の下に「つがる市」を加え、同条第四項の表西地方農林水産事務所の項中「西津軽郡(森田村、柏村及び稲垣村を除く。)」を「つがる市、西津軽郡」に改める。

第一百五条第一項の表上北地方農林水産事務所十和田地域農業改良普及センターの項中「十和田湖町」を削り、同表西地方農林水産事務所木造地域農業改良普及センターの項を次のように改める。

西地方農林水産事務所つがる地域農業改良普及センター

つがる市

つがる市

第一百五条第三項の表青森県木造地域農業改良普及センターの項を次のように改める。

青森県つがる地域農業改良普及センター

西地方農林水産事務所つがる地域農業改良普及センター

第一百五条の二第一項の表西地方農林水産事務所木造家畜保健衛生所の項を次のように改める。

西地方農林水産事務所つがる家畜保健衛生所

つがる市

五所川原市、

つがる市、

西津軽郡、

「西津軽郡、」を「つがる市、西津軽郡」に改める。

第七十七条の二第一項の表西地方農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所の項中「西津軽郡（森田村、柏村及び稲垣村を除く。）」を「つがる市、西津軽郡」に改める。

第一百二十二条の表中「五所川原市」の下に、「つがる市」を加える。

第二百十五条第一項の表鱒ヶ沢県土整備事務所項中

西津軽郡

を

つがる市、西津軽郡

に改める。

別表第三職業能力開発校の項及び別表第四第一号の表中「木造校長」を「つがる校長」に改める。

(青森県公舎条例施行規則の一部改正)

第二条 青森県公舎条例施行規則（昭和三十七年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二号(十)を削り、同号(九)を同号(十)とし、同号(八)の次に次のように加える。

(九) つがる市内に所在する公舎

弘前高等技術専門校長

(青森県税条例施行規則の一部改正)

第三条 青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「西津軽郡」を「つがる市及び西津軽郡」に改める。

(青森県災害対策本部に関する規則の一部改正)

第四条 青森県災害対策本部に関する規則（昭和二十八年四月青森県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表西地方支部の項中

西津軽郡

を

つがる市

に、「木造警察署

長」を「つがる警察署長」に改める。

(青森県空き缶等散乱防止条例施行規則の一部改正)

第五条 青森県空き缶等散乱防止条例施行規則（平成十年三月青森県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表ベンセ湿原空き缶等散乱防止重点地区の項中

木造町

を

つがる市

に、「西津軽郡木造町大字館岡字野崎」を「つがる市木造館岡野崎」に改め、同表十和田湖畔空き缶等散乱防止重点地区の項及び奥入瀬溪流・青撫山空き缶等散乱防止重点地区の項中

十和田湖町

を

十和田市

に、「上北郡十和田湖町

を「十和田市」に改める。

(青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則の一部改正)

第六条 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則（昭和三十三年十月青森県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表青森県立弘前高等技術専門校木造校の項中「青森県立弘前高等技術専門校木造校」を「青森県立弘前高等技術専門校つがる校」に改める。

(青森県農業用ダム等管理規則の一部改正)

第七条 青森県農業用ダム等管理規則（平成九年二月青森県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表芦野頭首工の項中「西津軽郡稲垣村」を「つがる市」に改める。

(青森県内水面漁業調整規則の一部改正)

第八条 青森県内水面漁業調整規則（昭和四十八年八月青森県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の表奥入瀬川の項中「上北郡十和田湖町」を「十和田市」に改める。

(青森県財務規則の一部改正)

第九条 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「青森県木造警察署」を「青森県つがる警察署」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年二月十一日から施行する。ただし、第一条中青森県行政組織規則第二百二条第二項の表上北地方農林水産事務所及び第百五条第一項の表上北地方農林水産事務所十和田地域農業改良普及センターの項の改正規定、第五条の規定（別表ベンセ湿原空き缶等散乱防止重点地区の項の改正規定を除く。）並びに第八条の規定は、平成十七年一月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第四十九号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程等の一部を改正する訓令

(青森県事務専決代決規程の一部改正)

第一条 青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「木造校長」を「つがる校長」に改める。

(職員の日額旅費支給規程の一部改正)

第二条 職員の日額旅費支給規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十三号の表五所川原市に駐在する職員の項中「五所川原市」の下に「つがる市」を加え、同項第十四号の表十和田市に駐在する職員の項中「十和田湖町」を「十和田市」に改め、同表鯉ヶ沢町に駐在する職員の項中「鯉ヶ沢町、木造町」を「つがる市、鯉ヶ沢町」に改め、「車力村」を削る。

(青森県文書取扱規程の一部改正)

第三条 青森県文書取扱規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三青森県立弘前高等技術専門校木造校の項を次のように改める。

青森県立弘前高等技術専門校つがる校

弘 前 技 専 つ

別表第三西地方農林水産事務所木造地域農業改良普及センターの項及び西地方農林水産事務所木造家畜保健衛生所の項を次のように改める。

西地方農林水産事務所つがる地域農業改良普及センター

西 つ 農 改

西地方農林水産事務所つがる家畜保健衛生所

西 つ 家 保

(青森県防災行政用無線通信規程の一部改正)

第四条 青森県防災行政用無線通信規程(平成十二年四月青森県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表無線局の項中「西津軽郡木造町字若宮」を「つがる市木造若宮」に改める。

(青森県身体障害者相談業務委託規程の一部改正)

第五条 青森県身体障害者相談業務委託規程(昭和四十二年十一月青森県訓令甲第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表十和田市の項中「七人」を「九人」に改め、同表むつ市の項の次に次のように加える。

つがる市

七人

別表木造町の項、森田村の項、柏村の項、稲垣村の項、車力村の項及び十和田湖町の項を削る。

附 則

この訓令は、平成十七年二月十一日から施行する。ただし、第二条中職員の日額旅費支給規程第二条第一項第十四号の表十和田市に駐在する職員の項の改正規定並びに第五条中青森県身体障害者相談業務委託規程別表十和田市の項の改正規定及び同表十和田湖町の項を削る改正規定は、平成十七年一月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭